

福祉のまちづくり条例に 基づく協議ガイド



• 事前協議・完了届・整備基準適合証について	1
• 手続きの流れ	4
• 指定施設新築等（変更）事前協議書	5
• 適合状況項目表	6
• 指定施設工事完了届	2 4
• 整備基準適合証交付請求書	2 5
• 福祉のまちづくり条例	2 6
• 福祉のまちづくり条例施行規則	3 6
• 整備項目適用表（指定施設別の整備項目一覧）	5 4
• （参考）建築物移動等円滑化基準チェックリスト	5 8

令和 6 年 1 月

川 崎 市

1 事前協議について

川崎市福祉のまちづくり条例第 15 条の規定による事前協議には、次により、指定施設新築等（変更）事前協議書（第 5 号様式）（5 ページ）を提出してください。

(1)提出期限

- ・ 確認申請を要する指定施設 : **確認申請をする日の 30 日前まで**
- ・ その他の指定施設 : 新築等の工事に着手する日の 30 日前まで

(2)提出先

協議担当課 { 建築物、駐車場 …まちづくり局指導部建築管理課
(TEL 044-200-3088 本庁舎 18 階)
鉄道の駅等 …まちづくり局交通政策室
(TEL 044-200-3549 本庁舎 19 階)

(3)提出方法

- ア 紙媒体（窓口及び郵送）で提出の場合、**2 部**（正本・副本各 1 部）提出
※ 副本は正本の写しとし、添付物も同様としてください。
- イ 電子申請の場合、オンラインで必要事項記入及び適合状況項目表や図面のデータ提出

(4)提出物

- ア 指定施設新築等（変更）事前協議書（第 5 号様式）（5 ページ）
※ 電子申請の場合、フォームに必要事項記入と用途の内訳等がわかる面積表を提出
- イ 適合状況項目表（A-1 又は A-2 様式）（6 ～ 22 ページ）
- ウ 付近見取図・配置図・各階平面図
- エ その他市長が必要と認める図書（エレベーター仕様書及び詳細図、便所詳細図等）
※ A 4 判ファイルで綴ってください。

(5)変更届について

協議終了後に計画を変更する場合は、上記 (3) ～ (5) と同じ書類により「変更」の協議をしてください。

(6)その他

- ・ 58 ページ「建築物移動等円滑化基準チェックリスト」は、確認申請時に活用ください。
- ・ 様式や協議ガイド、整備マニュアル等は、次の川崎市ホームページに掲載しています。

「かわさき福祉のまちづくり」

→ 『川崎市福祉のまちづくり条例』

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-4-8-0-0-0-0-0-0-0.html>

より使いやすい建築物として整備するために（参考）

高齢者・障害者等の社会参加や外出等の機会がさらに促進され、高齢者や障害者等に配慮した施設に対する需要の高まりから、国土交通省が策定しているバリアフリー設計のガイドライン「**高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準**」（令和2年度改正版）が令和2年度末に改正されました。あわせてご活用ください。

（建築設計標準は国土交通省ホームページに掲載）

令和2年度改正の概要

- ① 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- ② 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- ③ 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

2 完了届について

川崎市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定による工事完了の届出は、次により、指定施設工事完了届（第6号様式）（24ページ）を提出してください。

(1)提出期限

工事完了後、すみやかに提出してください。その後、完了検査を行います。

(2)提出先

協議担当課 { 建築物、駐車場 …まちづくり局指導部建築管理課
(TEL 044-200-3088 本庁舎18階)
鉄道の駅等 …まちづくり局交通政策室
(TEL 044-200-3549 本庁舎19階)

(3)提出方法

- ア 紙媒体（窓口及び郵送）で提出の場合、**2部**（正本・副本各1部）提出
※副本は正本の写しとし、添付物も同様としてください。
- イ 電子申請の場合、オンラインで必要事項記入及び適合状況項目表や図面のデータ提出

(4)提出物

- ア 指定施設工事完了届（第6号様式）（24ページ）
※電子申請の場合、フォームに必要事項記入
- イ 整備対象箇所のカラー写真（寸法等が判断できるもの）
※A4判縦型に整理してください。
- ウ 完成図面（整備内容に軽微な変更があった場合）
※整備内容がわかるようにしてください。

3 整備適合証について

事前協議が成立し、工事完了検査の結果、整備基準に適合していると認められる場合は、整備基準適合証の交付を請求することができますので、「整備基準適合証交付請求書」（第1号様式）（25ページ）を提出してください。

なお、事前協議で整備基準適合となった場合でも、工事完了後整備の状況により「整備基準適合証」を交付できないことがありますので、予めご了承ください。

(1)提出先

まちづくり局指導部建築管理課（本庁舎18階）

(2)掲示位置

交付を受けた適合証は、出入口等の見やすい位置に掲示してください。

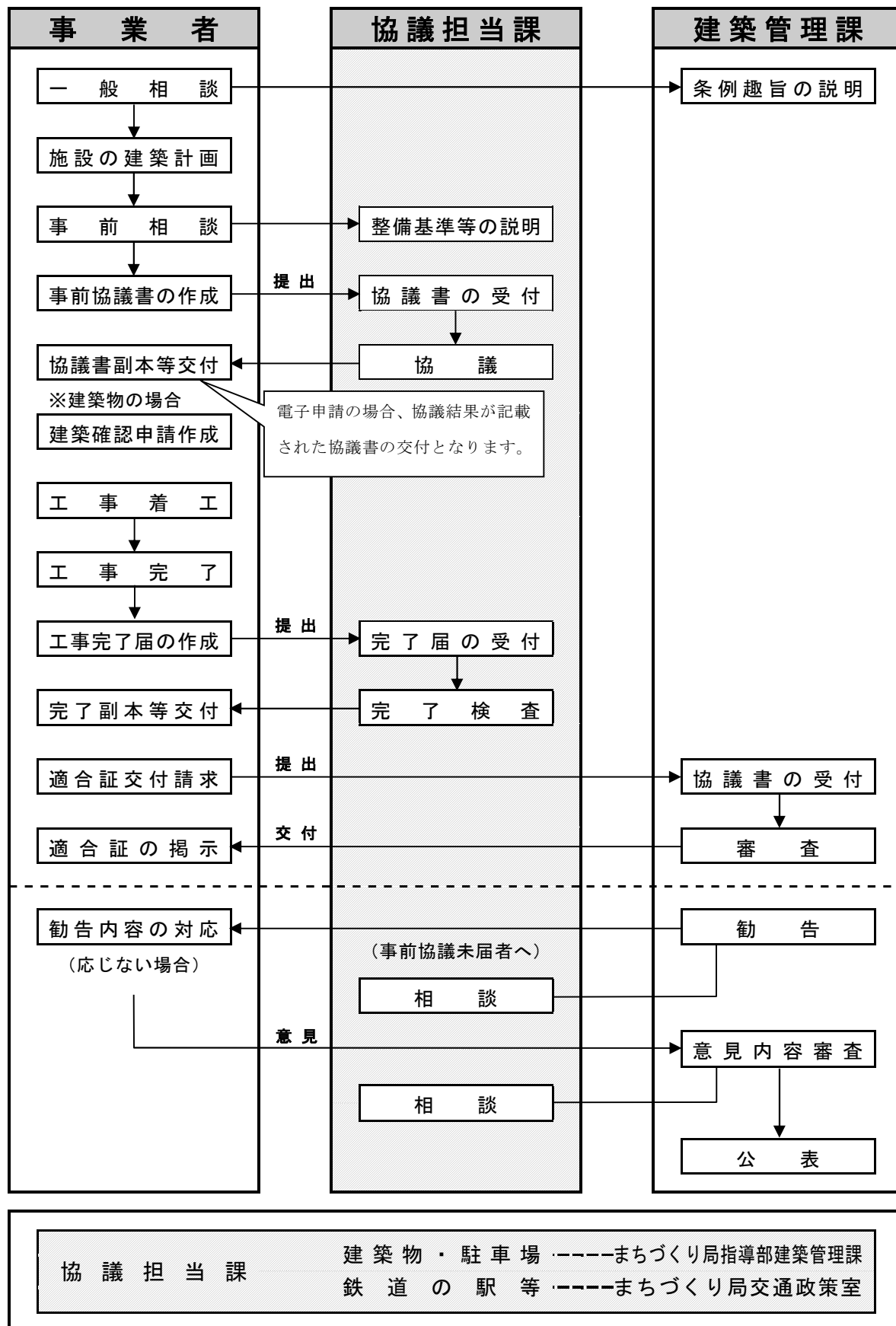
4 整備済ステッカーについて

事前協議が成立し、工事完了検査の結果、整備基準に適合、若しくはただし書適用による整備基準に適合である場合は、整備済ステッカーを交付します。

整備済ステッカーは、施設の受付や主要な入り口等の見やすい場所に掲示してください。

福祉のまちづくり条例事務の流れ

〔新築等〕



指定施設新築等(変更)事前協議書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市福祉のまちづくり条例第15条の規定により、次のとおり協議します。

指定施設の名称					
指定施設の所在地					
指定施設の種類		構造		造 階	
新築等の種類		新築(新設)・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替え			
指定施設の規模		敷地面積	m ²	建築面積	m ²
		新築等の部分	その他の部分	合 計	
指定施設の延べ面積		m ²	m ²	m ²	
用途の内訳	()	m ²	m ²	m ²	
	()	m ²	m ²	m ²	
	()	m ²	m ²	m ²	
	()	m ²	m ²	m ²	
	共用部分	m ²	m ²	m ²	
駐車場の駐車台数		台(うち機械式 台・車椅子利用者用駐車施設 台)			
工事予定年月日		着手	年 月 日	完了	年 月 日
連絡先	住所			法人名	
	氏名			電話	
※ 受付欄		※協議終了年月日 年 月 日			
		※ 審査結果等			

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 必要な図書を添付してください。

適合状況項目表

(公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設用)

名 称	
公共的施設の種類	(区分：)

※印欄は記入しないでください

整備基準	内容	協議※	検査※
1 移動等円滑化経路			
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上(キについては全て)を移動等円滑化経路にすること			
ア 利用居室を設ける場合 道等から利用居室までの経路	有 無		
イ 車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室(利用居室が設けられていないときは、道等)から車椅子使用者用便房までの経路	有 無		
ウ 車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 車椅子使用者用駐車施設から利用居室(利用居室が設けられていないときは、道等)までの経路	有 無		
エ 共同住宅等である場合 道等から住戸等までの経路	有 無		
オ 共同住宅等に車椅子使用者用便房を設ける場合 住戸等から車椅子使用者用便房までの経路	有 無		
カ 共同住宅等に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 車椅子使用者用駐車施設から住戸等までの経路	有 無		
キ 公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路 (当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)	有 無		
(2) 移動等円滑化経路上には階段又は段を設けていない。		適 否	
否の場合、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設		適 否	

2 敷地内の通路				
(1) 利用者の利用に供する敷地内の通路				
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否	
イ	水はけの良い仕上げ	適	否	
ウ	段の有無	有	無	
(ア)	手すりの設置	適	否	
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否	
	(イ) 段を容易に識別できる構造	適	否	
	(ウ) つまづきにくい構造	適	否	
	(エ) 蹴込板の設置	適	否	
エ	傾斜路の有無	有	無	
(ア)	手すりの設置（勾配1/12以下で高さ16cm以下、又は勾配1/20以下の傾斜部分を除く。）	適	否	
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否	
	(イ) 前後の通路と識別しやすい構造	適	否	
オ	排水溝につえ等が落ち込まない構造の溝蓋の設置	適	否	
(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路				
ア	幅は、140cm以上	cm		
イ	戸の有無	有	無	
(ア)	出入口の幅は、90cm以上	cm		
	(イ) 自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否	
ウ	傾斜路の有無	有	無	
(ア)	幅は、140cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）	cm		
(イ)	勾配は、1/15以下（高さが20cm以下の場合は、1/12以下）	1/		
(ウ)	高さ60cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設置（勾配が1/20を超えるものに限る。）	適	否	
	踊場には傾斜がある部分と連続した手すりの設置（構造上やむを得ない場合を除く。）	適	否	
(エ)	両側は、転落を防ぐ構造	適	否	
(オ)	傾斜路の前後に車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設置	適	否	
(4) 敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定が困難である場合、1の(1)のア・エ中「道等」を「当該公共施設の車寄せ」とする。		適用		

3 出入口				
(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口 ((2)に該当するものを除く。)				
ア	幅は、80cm以上	cm		
イ	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否	
(2) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口				
ア	幅は、90cm以上	cm		
イ	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否	
ウ	戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置	適	否	
エ	戸の前後の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等の設置	適	否	
4 廊下等				
(1) 利用者の利用に供する廊下等				
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否	
イ	階段の <u>上下端</u> 、傾斜路の <u>上端</u> に近接する部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設	適	否	
ウ	否の場合、勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。	適	否	
(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等				
ア	幅は、140cm以上（共同住宅等で廊下等の末端付近及び区間30m以内ごとに車椅子が転回に支障のない構造の部分を適切に設けた場合は、120cm以上）	cm		
イ	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否	
ウ	適切に手すりを設置（社会福祉施設（保育所を除く。）・医療施設に限る。）	適	否	
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否	

5 階段					
(1) 主たる階段の幅は、130cm以上		cm			
否の場合、7に規定するエレベーター・乗降ロビーの設置		適	否		
(2)	手すりの設置（踊場を含む。）	適	否		
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ		適	否		
(4) 段を容易に識別できる構造		適	否		
(5) つまづきにくい構造		適	否		
(6) 段鼻に滑り止めの設置		適	否		
(7) 蹴込板の設置		適	否		
(8) 階段の上下端に近接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設		適	否		
(9) 回り階段としない（主たる階段）。		適	否		
6 傾斜路					
(1) 利用者の利用に供する傾斜路					
ア	手すりの設置（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く。）	適	否		
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
イ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否		
ウ	前後の廊下等・踊場と識別しやすい構造	適	否		
エ	傾斜がある部分の <u>上端</u> に近接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設	適	否		
オ	否の場合、勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。	適	否		
(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路					
ア	幅は、140cm以上（階段に併設するものにあつては、90cm以上）	cm			
イ	勾配は、1/12以下	1/			
ウ	高さ60cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設置	適	否		
	踊場には傾斜がある部分と連続した手すりの設置（構造上やむを得ない場合を除く。）	適	否		
エ	両側は、転落を防ぐ構造	適	否		
オ 置	傾斜路の前後に車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設置	適	否		

7 エレベーターその他の昇降機					
(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター・乗降ロビー					
ア 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房、ベビーチェアを設けた便房、車椅子使用者用駐車施設、住戸等、乳幼児等用施設がある階・地上階に停止			適	否	
イ 籠・昇降路の出入口の幅は、それぞれ80cm以上			cm		
ウ 籠の奥行きは、135cm以上		奥行き	cm		
エ 籠の幅は、140cm以上 (床面積の合計が2,000㎡以上はスに記入)		幅	cm		
否の場合、籠の奥行き152cm以上・幅105cm以上		奥行き	cm		
		幅	cm		
オ 乗降ロビーの幅・奥行きは、それぞれ150cm以上		幅	cm		
		奥行き	cm		
カ 籠内・乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置			適	否	
キ 籠内に、籠の停止予定階・籠の現在位置を表示する装置の設置			適	否	
ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置			適	否	
ケ 籠内に、戸の開閉等出入口の状況を確認することができる鏡の設置			適	否	
コ 籠内の左右両面の側板に、手すりを設置			適	否	
サ 籠内に、到着階・戸の開閉を音声により知らせる装置の設置			適	否	
シ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置			適	否	
ス 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーター					
(ア) 籠の幅は、140cm以上(寄宿舍・事務所・工場・複合施設については、奥行き152cm以上・幅105cm以上も可)		幅	cm		
		奥行き	cm		
(イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない。			適	否	
セ 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター・乗降ロビー					
(ア) 籠内・乗降ロビーの制御装置に、点字等による表示の設置			適	否	
(イ) 乗降ロビーの制御装置に近接する廊下等(不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に点状ブロック等を敷設			適	否	
(3) 車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置			適	否	
(4) エスカレーターのくし板は、ステップ部と区別しやすい色			適	否	

8 便所								
(1) 車椅子使用者用便房（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）								
ア 床面は、滑りにくい仕上げ				適	否			
イ 車椅子使用者用便所・便房の出入口の幅は、それぞれ80cm以上				便所	cm			
				便房	cm			
ウ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。				適	否			
エ 手すり付きの腰掛式便器の設置				適	否			
オ 車椅子使用者用便房の幅・奥行きの内法は、それぞれ200cm以上（構造上やむを得ない場合、一方を150cm以上）				幅	cm			
				奥行き	cm			
カ 円滑に利用できる構造の洗面器を設置				適	否			
キ 附属器具は円滑に利用できるもの（必要に応じて緊急通報装置を設置）				適	否			
ク 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等（受け口の高さ35cm以下のものに限る。）を設置				適	否			
ケ 車椅子使用者用便房内に荷物台を設置するよう努める。				適	否			
コ 車椅子使用者用便房を外部出入口のある階及び複数階に設置するよう努める。				適	否			
(2) 水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の設置					適	否		
(3) ベビーチェアを設けた便房（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の設置					適	否		
(4) (1)以外の便所のうち1以上（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所								
ア 床面は、滑りにくい仕上げ				適	否			
イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。				適	否			
ウ 手すり付きの腰掛式便器の設置				適	否			
エ 円滑に利用できる構造の洗面器を設置				適	否			
オ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等（受け口の高さ35cm以下のものに限る。）を設置				適	否			
(5) (2)から(4)に定める便所・便房は次に定める構造とするよう努める。								
ア 便所・便房の出入口の幅は、それぞれ80cm以上				便所	cm			
				便房	cm			
イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保				適	否			
(6) (1)から(4)に定める便所の出入口に点字等による案内を設置するよう努める。					適	否		

9 駐車場					
総駐車台数			台		
(1) 車椅子使用者用駐車施設の設置 (100台以下の場合は、1台以上、100台を超える場合は、1/100台以上)			台		
(2) 車椅子使用者用駐車施設の構造					
ア 幅は、350cm以上、奥行きは500cm以上			幅	cm	
			奥行き	cm	
イ 1(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設置			適	否	
ウ 平たんな場所に設置			適	否	
10 レジ通路等					
レジ通路等の幅は、90cm以上			cm		
11 浴室、シャワー室又は更衣室 (男女の区別があるときは、それぞれ1以上)					
(1) 出入口					
ア 幅は、80cm以上			cm		
イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。			適	否	
(2) 床面は、滑りにくい仕上げ			適	否	
(3) 車椅子利用者が円滑に利用することができる十分な空間を確保			適	否	
(4) シャワー、手すり等を適切に配置			適	否	
(5) 洗いの床面から浴槽の縁の上端までの高さの配慮			適	否	
12 客室					
総客室数			室		
(1) 車椅子使用者用客室を設置 (必要室数は、総客室数の1/100室以上)			室		

(2) 車椅子使用者用客室の構造

ア 便所		適	否		
便所の構造	床面は、滑りにくい仕上げ	適	否		
	車椅子使用者用便所・便所の出入口の幅は、それぞれ80cm以上	便所	cm		
		便所	cm		
	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否		
	手すり付きの腰掛式便器の設置	適	否		
	車椅子使用者用便所の幅・奥行きの内法は、それぞれ200cm以上（構造上やむを得ない場合、一方を150cm以上）	幅	cm		
		奥行き	cm		
	円滑に利用できる構造の洗面器を設置	適	否		
	附属器具は円滑に利用できるもの（必要に応じて緊急通報装置を設置）	適	否		
	小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等（受け口の高さ35cm以下のものに限る。）の設置	適	否		
	車椅子使用者用便所内に荷物台を設置	適	否		
否の場合、同じ階に8（1）に定める構造の便所が1以上（男女の区別があればそれぞれ1以上）ある。		適	否		
イ 浴室		適	否		
浴室の構造	出入口の幅は、80cm以上	cm			
	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否		
	床面は、滑りにくい仕上げ	適	否		
	車椅子利用者が円滑に利用することができる十分な空間を確保	適	否		
	シャワー、手すり等を適切に配置	適	否		
	洗いの床面から浴槽の縁の上端までの高さの配慮	適	否		
否の場合、同じ階に11に定める構造の共同浴室が1以上（男女の区別があればそれぞれ1以上）ある。		適	否		
ウ 客室内は、車椅子使用者が円滑に移動・回転できるよう十分な空間を確保		適	否		
エ ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度の高さを確保		適	否		
オ 床面は、滑りにくい仕上げ		適	否		
カ 客室の出入口に点字等による案内を設置するよう努める。		適	否		

13 客席等及び舞台				
総客席数	席			
(1) 車椅子使用者用席の設置（必要席数は500席以下の場合は、2席以上、500席を超える場合は、1/200席以上）	席			
ア 観覧しやすく、かつ、出入口から段差なく到達できる位置に設置	適	否		
イ 1席当たり幅90cm以上、奥行き120cm以上	適	否		
ウ 1席以上は、幅90cm以上、奥行き140cm以上とするよう努める。	適	否		
エ 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否		
オ 車椅子使用者用席に至る通路は、幅120cm以上で、区間50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設置	適	否		
(2) 高齢者、障害者等が客席等又は舞台袖口から舞台に上がることができる経路をそれぞれ1以上確保	適	否		
14 標識				
次に掲げる設備・施設の付近に標識を設置				
エレベーターその他の昇降機	適	否		
車椅子使用者用便房	適	否		
水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房	適	否		
ベビーチェアを設けた便房	適	否		
車椅子使用者用駐車施設	適	否		
乳幼児等用施設	適	否		
(1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設置	適	否		
(2) 標識に表示すべき内容は容易に識別できるもの	適	否		
15 案内設備				
(1) 案内板その他の設備の設置	適	否		
ア 高齢者、障害者等が見やすく、分かりやすい案内設備の設置（配置を容易に視認できる場合を除く。）	適	否		
イ 点字等による表示	適	否		
(2) 案内所の設置	有	無		

16 案内設備までの経路（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）				
(1) 道等から案内設備又は案内所までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路に整備	適	否		
(3) 視覚障害者移動等円滑化経路の構造	適	否		
ア 線状・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（進行方向を変更する必要が無い風除室内を除く。）	適	否		
イ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路のうち次に掲げる部分には点状ブロック等を敷設				
(ア) 車路に近接する部分	適	否		
(イ) 段の <u>上下端</u> に近接する部分	適	否		
(ウ) 傾斜がある部分の <u>上端</u> に近接する部分	適	否		
否の場合、以下のいずれかに該当				
勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。	適	否		
傾斜がある部分と連続して手すりを設けた踊場	適	否		
17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備				
(1) 窓口等に、文字により情報を表示する設備の設置	適	否		
(2) 会議室に、スクリーン等に文字を映し出せる機器の設置	適	否		
(3) 客席に、難聴者の聴力を補う設備を設置するよう努める。	適	否		
18 カウンター及び記載台				
(1) 高さは70cm程度	cm			
(2) 下部に、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設置	適	否		
19 乳幼児等用設備				
(1) 授乳ができる設備・おむつ交換ができる設備を4の(2)に定める廊下に面して設置	適	否		
出入口の幅は80cm以上	cm			

適合状況項目表

(公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設用)

名 称	
公共的施設の種類	(区分：)

※印欄は記入しないでください

整備基準	内容	協議※	検査※
1 移動等円滑化経路			
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を移動等円滑化経路にすること			
ア 利用居室を設ける場合 道等から利用居室までの経路	有 無		
イ 車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室（利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房までの経路	有 無		
ウ 車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 車椅子使用者用駐車施設から利用居室（利用居室が設けられていないときは、道等）までの経路	有 無		
(2) 移動等円滑化経路上には階段又は段を設けていない。	適 否		
否の場合、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設	適 否		

2 敷地内の通路				
(1) 利用者の利用に供する敷地内の通路				
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否	
イ	水はけの良い仕上げ	適	否	
ウ	段の有無	有	無	
(ア)	手すりの設置	適	否	
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否	
	(イ) 段を容易に識別できる構造	適	否	
	(ウ) つまづきにくい構造	適	否	
	(エ) 蹴込板の設置	適	否	
エ	傾斜路の有無	有	無	
(ア)	手すりの設置（勾配1/12以下で高さ16cm以下、又は勾配1/20以下の傾斜部分を除く。）	適	否	
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否	
	(イ) 前後の通路と識別しやすい構造	適	否	
オ	排水溝につえ等が落ち込まない構造の溝蓋の設置	適	否	
(3) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路				
ア	幅は、140cm以上	cm		
イ	戸の有無	有	無	
(ア)	出入口の幅は、90cm以上	cm		
	(イ) 自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否	
ウ	傾斜路の有無	有	無	
(ア)	幅は、120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）	cm		
(イ)	勾配は、1/12以下（高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	1/		
(ウ)	高さ75cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設置（勾配が1/20を超えるものに限る。）	適	否	
	踊場には傾斜がある部分と連続した手すりの設置（構造上やむを得ない場合を除く。）	適	否	
(エ)	両側は、転落を防ぐ構造	適	否	
(オ)	傾斜路の前後に車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設置	適	否	
(4) 敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定が困難である場合、1の(1)の「ア中「道等」を「当該公共的施設の車寄せ」とする。		適用		

3 出入口				
(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口 ((2)に該当するものを除く。)				
ア	幅は、80cm以上(▲)		cm	
イ	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。(▲)	適	否	
(2) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口				
ア	幅は、90cm以上		cm	
イ	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否	
ウ	戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置	適	否	
エ	戸の前後の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等の設置(▲)	適	否	
4 廊下等				
(1) 利用者の利用に供する廊下等				
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ(▲)	適	否	
イ	階段の上下端、傾斜路の上端に近接する部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設(▲)	適	否	
ウ	否の場合、勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。(▲)	適	否	
(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等				
ア	幅は、140cm以上(▲)		cm	
イ	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。(▲)	適	否	
ウ	適切に手すりを設置（入院施設がない診療所に限る。）(▲)	適	否	
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置(▲)	適	否	
5 階段				
(2)	手すりの設置（踊場を含む。）	適	否	
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否	
(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ		適	否	
(4) 段を容易に識別できる構造		適	否	
(5) つまづきにくい構造		適	否	
(6) 段鼻に滑り止めの設置		適	否	

(▲)：整備に努める項目

(7) 蹴込板の設置		適	否		
(8) 階段の上下端に近接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設（▲）		適	否		
(9) 回り階段としない（回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合を除く。）。		適	否		
6 傾斜路					
(1) 利用者の利用に供する傾斜路					
ア	手すりの設置（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く。）	適	否		
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
イ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否		
ウ	前後の廊下等・踊場と識別しやすい構造	適	否		
エ	傾斜がある部分の <u>上端</u> に近接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設（▲）	適	否		
オ	否の場合、勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。（▲）	適	否		
(3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路					
ア	幅は、120cm以上（階段に併設するものにあつては、90cm以上）	cm			
イ	勾配は、1/8以下	1/			
ウ	高さ75cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設置	適	否		
	踊場には傾斜がある部分と連続した手すりの設置（構造上やむを得ない場合を除く。）	適	否		
エ	両側は、転落を防ぐ構造	適	否		
オ 置	傾斜路の前後に車椅子使用者が安全に停止することができる平たんな部分を設置	適	否		
7 エレベーターその他の昇降機					
(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター・乗降ロビー					
ア	籠は、利用居室、ベビーチェアを設けた便房、車椅子使用者用駐車施設、乳幼児等用施設がある階・地上階に停止（▲）	適	否		
イ	籠・昇降路の出入口の幅は、それぞれ80cm以上（▲）	cm			
ウ	籠の奥行きは、135cm以上（▲）	奥行き	cm		
エ	籠の幅は、140cm以上（▲）	幅	cm		
	否の場合、籠の奥行き152cm以上・幅105cm以上（▲）	奥行き	cm		
		幅	cm		

オ 乗降ロビーの幅・奥行きは、それぞれ150cm以上(▲)	幅	cm		
	奥行き	cm		
カ 籠内・乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置(▲)	適	否		
キ 籠内に、籠の停止予定階・籠の現在位置を表示する装置の設置(▲)	適	否		
ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置(▲)	適	否		
ケ 籠内に、戸の開閉等出入口の状況を確認することができる鏡の設置(▲)	適	否		
コ 籠内の左右両面の側板に、手すりを設置(▲)	適	否		
サ 籠内に、到着階・戸の開閉を音声により知らせる装置の設置(▲)	適	否		
シ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置(▲)	適	否		
セ 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター・乗降ロビー				
(ア) 籠内・乗降ロビーの制御装置に、点字等による案内の設置(▲)	適	否		
(イ) 乗降ロビーの制御装置に近接する廊下等（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設(▲)	適	否		
(3) 車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置	適	否		
(4) エスカレーターのくし板は、ステップ部と区別しやすい色(▲)	適	否		
8 便所				
(3) ベビーチェアを設けた便房（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の設置(▲)	適	否		
(4) (1)以外の便所のうち1以上（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所				
ア 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否		
イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否		
ウ 手すり付きの腰掛式便器の設置	適	否		
エ 円滑に利用できる構造の洗面器を設置	適	否		
オ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等（受け口の高さ35cm以下のものに限る。）を設置	適	否		
(5) (3)・(4)に定める便所・便房は次に定める構造				
ア 便所・便房の出入口の幅は、それぞれ80cm以上(▲)	便所	cm		
	便房	cm		
イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保(▲)	適	否		
(6) (3)・(4)に定める便所の出入口に点字等による案内の設置(▲)	適	否		

9 駐車場					
総駐車台数			台		
(1) 車椅子使用者用駐車施設の設置 (100台以下の場合は、1台以上、100台を超える場合は、1/100台以上)			台		
(2) 車椅子使用者用駐車施設の構造					
ア 幅は、350cm以上、奥行きは500cm以上			幅	cm	
			奥行き	cm	
イ 1(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設置			適	否	
ウ 平たんな場所に設置			適	否	
10 レジ通路等					
レジ通路等の幅は、90cm以上			cm		
13 客席等及び舞台					
総客席数			席		
(1) 車椅子使用者用席の設置 (必要席数は2席以上)			席		
ア 観覧しやすく、かつ、出入口から段差なく到達できる位置に設置			適	否	
イ 1席当たり幅90cm以上、奥行き120cm以上			適	否	
ウ 1席以上は、幅90cm以上、奥行き140cm以上(▲)			適	否	
エ 床面は、滑りにくい仕上げ			適	否	
オ 車椅子使用者用席に至る通路は、幅120cm以上で、区間50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設置			適	否	
(2) 高齢者、障害者等が客席等又は舞台袖口から舞台上上がることができる経路をそれぞれ1以上確保			適	否	
14 標識					
次に掲げる設備・施設の付近に標識を設置					
エレベーターその他の昇降機(▲)			適	否	
ベビーチェアを設けた便房(▲)			適	否	
車椅子使用者用駐車施設(▲)			適	否	
乳幼児等用施設(▲)			適	否	
(1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設置(▲)			適	否	
(2) 標識に表示すべき内容は容易に識別できるもの(▲)			適	否	

15 案内設備				
(1) 案内板その他の設備の設置(▲)	適	否		
ア 高齢者、障害者等が見やすく、分かりやすい案内設備の設置（配置を容易に視認できる場合を除く。）(▲)	適	否		
イ 点字等による表示(▲)	適	否		
(2) 案内所の設置(▲)	有	無		
16 案内設備までの経路（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）				
(2) 道等から案内設備又は案内所までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路に整備(▲)	適	否		
(3) 視覚障害者移動等円滑化経路の構造(▲)	適	否		
ア 線状・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（進行方向を変更する必要が無い風除室内を除く。）(▲)	適	否		
イ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路のうち次に掲げる部分には点状ブロック等を敷設				
(ア) 車路に近接する部分(▲)	適	否		
(イ) 段の <u>上下端</u> に近接する部分(▲)	適	否		
(ウ) 傾斜がある部分の <u>上端</u> に近接する部分(▲)	適	否		
否の場合、以下のいずれかに該当				
勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜である。(▲)	適	否		
傾斜がある部分と連続して手すりを設けた踊場(▲)	適	否		
17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備				
(3) 客席に、難聴者の聴力を補う設備を設置(▲)	適	否		
18 カウンター及び記載台				
(1) 高さは70cm程度(▲)		cm		
(2) 下部に、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設置(▲)	適	否		
19 乳幼児等用設備				
(1) 授乳ができる設備・おむつ交換ができる設備を4の(2)に定める廊下に面して設置(▲)	適	否		
出入口の幅は80cm以上(▲)		cm		

第6号様式

指定施設工事完了届

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、次のとおり工事が完了したので届け出ます。

指定施設の名称					
指定施設の所在地					
指定施設の種類		構 造	造 階		
協議受付番号及び協議終了年月日	第 号		年 月 日		
工 事 年 月 日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日	
連 絡 先	住 所			法 人 名	
	氏 名			電 話	
※ 受 付 欄	年 月 日 第 号				
※ 審 査 結 果 等					

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 事前協議の対象となった部分の写真を添付してください。

第1号様式

整備基準適合証交付請求書

(道路及び公園以外の公共的施設用)

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市福祉のまちづくり条例第14条第1項の規定により、整備基準適合証の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

名	称								
所	在	地							
種	類		構造	造				階	
規	模	敷地面積	m ²		建築面積	m ²			
公共的施設の延べ面積		m ²							
用 途 の 内 訳	()	m ²							
	()	m ²							
	()	m ²							
	()	m ²							
	共用部分	m ²							
駐車場の駐車台数		(うち機械式 台・車いす使用者用駐車施設 台)		工事完了年月		年 月			
事前協議の有無		有(終了年月日 . . .)・無			指定施設工事完了届の有無		有・無		
連	絡	先	住 所			法人名			
			氏 名			電 話			
※ 受 付 欄		年 月 日 第 号							
※ 審 査 結 果 等									

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 必要な図書を添付してください。

川崎市福祉のまちづくり条例

〔平成 9 年 7 月 1 日〕
条 例 第 3 6 号

最近改正 令和 3 年 3 月 2 4 日条例第 1 5 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）

第 2 章 福祉のまちづくりの基本方針等（第 7 条～第 9 条）

第 3 章 施設の整備

第 1 節 公共的施設の整備（第 1 0 条～第 1 4 条）

第 2 節 指定施設の整備（第 1 5 条～第 2 1 条）

第 3 節 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備（第 2 2 条～第 2 4 条）

第 4 章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項（第 2 5 条～第 3 5 条）

第 5 章 雑則（第 3 6 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、すべての市民が住み慣れた地域社会において安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行い、及び心豊かな生活を送ることができるよう行われる福祉のまちづくりに関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、並びに市の基本方針に基づく施策について定めるとともに、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設の整備について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的推進を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

2 この条例において「公共的施設」とは、官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、商業施設、共同住宅、事務所、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

（市の責任）

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施する責務を有する。

2 市は、自ら設置し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、福祉のまちづくりの重要性及び自らの事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、自ら設置し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、福祉のまちづくりの重要性及び地域社会の一員としての自らの役割を認識し、相互に協力して福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備された施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(協力及び連携)

第6条 市、事業者及び市民は、相互に協力し、及び連携し、一体となって福祉のまちづくりを推進しなければならない。

第2章 福祉のまちづくりの基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、福祉のまちづくりを推進するため、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的に実施するものとする。

(1) すべての市民が、福祉のまちづくりに関する理解を深めるとともに、積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚を図ること。

(2) 高齢者、障害者等が、安全かつ快適に利用できるよう施設を相互の連携に配慮して整備すること。

(情報の提供等)

第8条 市は、事業者及び市民に対し、福祉のまちづくりに関する情報の提供、技術的指導又は助言を行うものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、福祉のまちづくりを推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 施設の整備

第1節 公共的施設の整備

(整備基準)

第10条 市長は、公共的施設の構造及び設備等の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、次に掲げる事項について、公共的施設の種類の区分に応じて規則で定める。

- (1) 移動等円滑化経路（令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。）に関する事項
- (2) 敷地内の通路に関する事項
- (3) 出入口に関する事項
- (4) 廊下及び階段に関する事項
- (5) エレベーターに関する事項
- (6) 便所に関する事項
- (7) 駐車場に関する事項
- (8) 標識、案内設備及び案内設備までの経路に関する事項
- (9) 歩道及び公園の園路に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項（整備基準の遵守）

第11条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の様替え（以下「新築等」という。）をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、整備基準を遵守した場合と同等以上に高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用することができると思われる場合又は規模、構造、地形の状況等により整備基準を遵守することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

（既存施設の整備）

第12条 この条例の施行の際現に存する公共的施設（新築等の工事中のものを含む。以下「既存施設」という。）を設置し、又は管理する者は、当該既存施設について、整備基準に適合させるよう努めなければならない。

（維持及び保全）

第13条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させた場合は、当該適合させた部分の機能の維持及び保全に努めなければならない。

（整備基準適合証の交付）

第14条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、市長に対し、規則で定めるところにより、整備基準に適合していることを証する証票（以下「整備基準適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

第2節 指定施設の整備

（事前協議）

第15条 公共的施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「指定施設」という。）の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。これを変更しようとする場合（規則で定める軽微な変更の場合を除く。）も、同様とする。

（指導又は助言）

第16条 市長は、前条の規定による協議があった場合において、当該協議に係る指定施設の新築等の計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(工事完了の届出、完了検査等)

第17条 第15条の規定による協議をした者は、当該協議に係る指定施設の新築等の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出て、当該指定施設の構造及び設備等に関し市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出をしない者に対し、当該届出をするよう指導を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による検査を行った場合において、第15条の規定により行われた協議の内容と異なると認めるときは、工事完了の届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第18条 市長は、第15条の規定による協議を行わずに工事に着手した者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。

2 市長は、前条第2項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。

3 市長は、第15条の規定による協議をした者が、当該協議の内容と異なった工事を行った場合で前条第3項に規定する指導又は助言に正当な理由なく従わないときは、当該指導又は助言に従うよう勧告することができる。

(公表)

第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に応じないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(適合状況の報告等)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、既存施設のうち指定施設であるもの（以下「既存指定施設」という。）を設置し、又は管理する者に対し、当該既存指定施設が整備基準に適合しているかどうかの報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る既存指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該報告をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(立入調査)

第21条 市長は、第16条から第18条まで、第19条第1項及び前条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させること（以下「立入調査」という。）ができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3節 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備

(公共車両等の整備)

第22条 鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供するもの（以下「公共車両等」と

いう。)を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

(公共的工作物の整備)

第23条 公衆電話ボックスその他の不特定かつ多数の者の利用に供する工作物（以下「公共的工作物」という。）を設置し、又は管理する者は、当該公共的工作物について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

(住宅の整備)

第24条 住宅を供給する事業者は、当該供給する住宅について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

2 市民は、その所有する住宅について、居住する者が将来にわたって安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第25条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項若しくは第6項の許可を受けた建築物（次条において「応急仮設建築物等」という。）を除く。）とする。

(1) 学校（令第5条第1号に規定するものを除く。）

(2) 共同住宅

(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に規定するものを除く。）

(4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場（令第5条第11号に規定するものを除く。）

(特別特定建築物等の新築の規模)

第26条 法第14条第3項の条例で定める建築の規模は、新築の場合において、別表の左欄に掲げる特別特定建築物等（特別特定建築物及び前条各号に掲げる特定建築物をいう。以下同じ。）（応急仮設建築物等を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第27条 法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項（次項に規定する条例対象小規模特別特定建築物（令第10条第2項に規定する条例対象小規模特別特定建築物をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）は、次条から第32条までに定めるところによる。

2 条例対象小規模特別特定建築物について法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第30条まで、第32条及び第33条に定めるところによる。

(階段)

第28条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 踊場に手すりを設けること。
- (2) 主たる階段は、回り階段でないこと。
- (3) 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。

2 前項第3号の規定は、当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第18条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない。

（便所）

第29条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

（移動等円滑化経路）

第30条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。
- (2) 移動等円滑化経路を構成する令第6条第2号に規定する廊下等（以下「廊下等」という。）の幅は、140センチメートル以上とすること。
- (3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わるものに限る。）の幅は、140センチメートル以上とすること。
- (4) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。

ア 幅は、140センチメートル以上とすること。

イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては、140センチメートル以上とすること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、共同住宅を建築する場合には、適用しない。

（増築等に関する適用範囲）

第31条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物等にするを含む。以下この条において「増築等」という。）をする場合には、前3条の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

(1) 当該増築等に係る部分

(2) 令第18条第1項第1号に規定する道等（以下この条及び第33条において「道等」という。）から前号に掲げる部分にある同項第1号に規定する利用居室（以下この条において「利用居室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路

(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路

(5) 令第17条第1項に規定する車椅子使用者用駐車施設（令第22条第5号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路

（公立小学校等及び特定建築物に関する読替え）

第32条 令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第25条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第28条第1項、第29条及び前条の規定（条例対象小規模特別特定建築物にあっては、同条の規定を除く。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」とする。

（建築物移動等円滑化基準に関する規定の準用）

第33条 条例対象小規模特別特定建築物の廊下等については令第11条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の階段については令第12条（第6号を除く。）の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の傾斜路については令第13条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の便所については令第14条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の敷地内の通路については令第16条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の駐車場については令第17条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については令第18条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の令第20条第1項及び第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所については同条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の道等から同条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所までの経路については令第21条の規定を準用する。この場合において、令第18条第1項中「次に」とあるのは「第2号又は第3号に」と読み替えるものとし、条例対象小規模特別特定建築物のうち令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第25条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物については、令第11条から第14条まで、第16条、第17条第1項及び第18条第1項中「不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第34条 第25条から前条までの規定は、市長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等が特別特定建築物等を円滑に利用できると認めて許可した場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。

（手数料）

第35条 前条の規定に基づく許可の申請に対する審査を行う場合は、1件につき、27,000円の手数料を徴収する。

2 前項の手数料は、申請の際、申請者から徴収する。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(1) 官公署からの申請によるとき。

(2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。

4 既納の手数料は、還付しない。

第5章 雑則

（委任）

第 36 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 26 日条例第 11 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物等（改正後の条例第 27 条に規定する特別特定建築物等をいう。以下この項において同じ。）の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 19 号に規定する建築（用途の変更をして特別特定建築物等にすることを含む。）については、改正後の条例第 4 章の規定は、適用しない。

附 則（平成 30 年 9 月 11 日条例第 60 号）

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。（平成 30 年 9 月 25 日から施行）

附 則

（施行期日）（令和 3 年 3 月 24 日条例第 15 号）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び次項の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 2 条の規定の施行の際現に工事中の指定施設（川崎市福祉のまちづくり条例第 15 条に規定する指定施設をいう。以下同じ。）の新築等（川崎市福祉のまちづくり条例第 11 条に規定する新築等をいう。以下同じ。）又は第 2 条の規定の施行の日から令和 3 年 10 月 30 日までに工事に着手する指定施設の新築等については、同条の規定による改正前の条例第 22 条の規定は、なおその効力を有する。

別表（第 26 条関係）

特 別 特 定 建 築 物 等	建築の規模
学校	床面積の合計 2,000 平方メートル未満
病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。）	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
診療所（患者の入院施設がないものに限る。）	床面積の合計 500 平方メートル以上
集会場又は公会堂	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
公衆浴場	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
展示場	
ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則

平成 9 年 1 1 月 2 1 日
規 則 第 1 0 3 号

最近改正 令和 3 年 3 月 3 1 日規則第 4 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市福祉のまちづくり条例（平成 9 年川崎市条例第 3 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項に規定する規則で定める施設は、別表第 1 のとおりとする。

(整備基準)

第 3 条 条例第 1 0 条第 2 項に規定する規則で定める整備基準は、公共的施設の種類の区分に応じ、別表第 2 から別表第 6 までに定めるとおりとする。

(整備基準適合証)

第 4 条 条例第 1 4 条第 1 項の規定による請求は、整備基準適合証交付請求書（道路及び公園以外の公共的施設用）（第 1 号様式）、整備基準適合証交付請求書（道路用）（第 2 号様式）又は整備基準適合証交付請求書（公園用）（第 3 号様式）により行わなければならない。

2 前項の整備基準適合証交付請求書には、道路以外の公共的施設に係るものにあつては第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる図書を、公共交通機関の施設に係るものにあつては適合状況項目表（公共交通機関の施設用）（第 5 号様式）並びに第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる図書を、道路に係るものにあつては第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる図書をそれぞれ添付しなければならない。ただし、条例第 1 7 条第 1 項の規定による届出をした者については、この限りでない。

- (1) 市長が別に定めるところにより、整備基準の適合状況について記載した書類
- (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- (3) 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、道路又は園路の位置及び幅員、敷地内における出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員を明示した配置図
- (4) 縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法を明示した建築物の各階平面図
- (5) 縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに土地の高低を明示した平面図
- (6) その他市長が必要と認める図書

3 条例第 1 4 条第 1 項に規定する整備基準適合証は、第 4 号様式のとおりとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、整備基準適合証の交付を受けた者から整備基準適合証を返還させることができる。

- (1) 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 交付の対象となった公共的施設が、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替えにより整備基準に適合しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、返還させることが適当であると認めるとき。

(指定施設)

第5条 条例第15条に規定する指定施設は、別表第1の公共的施設の欄に掲げる施設のうち、当該指定施設の欄に定める施設とする。

(事前協議)

第6条 条例第15条の規定による事前協議は、次の各号に掲げる指定施設の区分に応じ、当該各号に定める期限までに、指定施設新築等(変更)事前協議書(第5号様式)により行わなければならない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項(これらの規定を同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請(以下「確認申請」という。)を要する指定施設 確認申請をする日の30日前

(2) その他の指定施設 新築等の工事に着手する日の30日前

2 前項の指定施設新築等(変更)事前協議書には、第4条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる図書を添付しなければならない。

(軽微な変更)

第7条 条例第15条に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 整備基準に適合している部分を高齢者、障害者等がより安全かつ快適に利用できるようにする変更

(2) 工事の着手の予定年月日の変更又は工事の完了の予定年月日の変更

(工事完了の届出)

第8条 条例第17条第1項の規定による届出は、指定施設工事完了届(第6号様式)により行わなければならない。

2 前項の指定施設工事完了届には、事前協議に基づく工事が行われたことを証する写真を添付しなければならない。

(勧告)

第9条 条例第18条の規定による勧告は、勧告書(第7号様式)により行うものとする。

(公表)

第10条 条例第19条第1項の規定による公表は、公告等の方法により行うものとする。

2 条例第19条第2項に規定する通知は、意見等の機会付与通知書(第8号様式)により行うものとする。

(適合状況の報告)

第11条 条例第20条第1項の規定による報告は、市長が定める期日までに、指定施設適合状況報告書(第9号様式)により行わなければならない。

2 前項の指定施設適合状況報告書には、第4条第2項第1号に掲げる書類を添付しなければならない。

(身分証明書)

第12条 条例第21条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、第10号様式とする。

(許可の申請等)

第13条 条例第34条の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書(第11号様式)に、第4条第2項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる図書を添えて市長に提出しなけ

ればならない。

- 2 市長は、条例第34条の規定による許可の申請があった場合において、許可の決定をしたときは許可通知書（第12号様式）により、不許可の決定をしたときは不許可通知書（第13号様式）により申請者に通知するものとする。

（委任）

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第24号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月30日規則第85号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第47号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成12年12月28日規則第136号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第18号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月1日規則第99号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日までに川崎市福祉のまちづくり条例(平成9年川崎市条例第36号)第15条の規定による協議又は同条例第22条ただし書の規定による通知が行われた公共的施設の新築等で、同日までに工事を完了していないものに係る同条例第10条第2項に規定する整備基準については、なお従前の例による。

附 則（平成16年4月23日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年6月28日規則第65号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第114号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年1月31日規則第4号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則(以下「新規則」という。)第6条の規定は、平成20年5月1日以降に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項(同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請を行う者について適用し、同日の前日までに当該申請を行う者については、なお従前の例による。
- 3 新規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日までに川崎市福祉のまちづくり条例(平成9年川崎市条例第36号)第15条の規定による協議又は同条例第22条ただし書の規定による通知が行われた公共的施設の新築等で、同日までに工事を完了していないものに係る同条例第10条第2項に規定する整備基準については、なお従前の例による。

附 則(平成21年9月4日規則第67号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則(第1条、第16条及び第19条を除く。)による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成29年3月31日規則第33号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第40号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに川崎市福祉のまちづくり条例(平成9年川崎市条例第36号)第15条の規定による協議又は川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(令和3年川崎市条例第15号)による改正前の川崎市福祉のまちづくり条例(以下「旧条例」という。)第22条ただし書の規定による通知が行われた公共的施設の新築等で、同日までに工事を完了していないものに係る旧条例第10条第2項に規定する整備基準については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に工事中の指定施設の新築等又は施行日から令和3年10月30日までに工事に着手する指定施設の新築等については、改正前の規則第13条及び第14条並びに第11号様式の規定は、なおその効力を有する。
- 4 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

別表第1(第2条、第5条関係)

区分	公共的施設	指定施設
1 官公庁の施設	官公庁の施設	全ての施設
2 社会福祉施設	(1) 保育所 (2) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (3) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	全ての施設
3 医療施設	(1) 病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。） (2) 診療所（(1)を除く。）	全ての施設
4 教育文化施設	(1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づくもの） (2) 自動車教習所 (3) 博物館、美術館又は図書館 (4) 集会場又は公会堂 (5) その他これらに類する施設	全ての施設
5 公共交通機関の施設	(1) 鉄道の駅 (2) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第7号に規定する旅客施設	全ての施設
6 鉄道の駅と一体として利用される施設	鉄道の駅と一体として利用される通路、駅前広場その他これらに類する施設（14に該当するものを除く。）	全ての施設
7 宿泊施設	(1) ホテル又は旅館 (2) その他これらに類する施設	当該用途に供する部分の床面積の合計（増築の場合にあっては、増築後の当該用途に供する部分の床面積の合計。以下「用途面積」という。）が500平方メートル以上の施設

8 商業施設	(1) 銀行その他の金融機関の店舗 (2) ガス小売事業者の営業所及び事務所 (3) 小売電気事業者の営業所及び事務所 (4) 認定電気通信事業者の営業所及び事務所 (5) コンビニエンスストア（物品販売業を営む店舗のうち、用途面積が30平方メートル以上200平方メートル未満で、食料品を取り扱い、かつ、1日の営業時間が14時間以上であるものをいう。） (6) 薬局 (7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（(5)及び(6)を除く。） (8) 飲食店 (9) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (10) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (11) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	(1)から(6)までにあつては、全ての施設 (7)から(11)までにあつては、用途面積が200平方メートル以上の施設
9 共同住宅等	(1) 共同住宅 (2) 寄宿舍又は下宿	用途面積が1,000平方メートル以上の施設
10 事務所	事務所（1及び8に該当するものを除く。）	用途面積が1,000平方メートル以上の施設
11 1から10までに掲げる施設に準ずるもの	(1) 地下街その他これに類する施設 (2) 公衆便所（他の用途の施設の附属施設であるものを除く。） (3) 公衆浴場 (4) 劇場、観覧場、映画館、演芸場又は遊技場 (5) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場 (6) 展示場 (7) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設 (8) 工場	(1)から(3)までにあつては、全ての施設 (4)にあつては、用途面積が300平方メートル以上の施設 (5)から(7)までにあつては、用途面積が500平方メートル以上の施設 (8)にあつては、用途面積が1,000平方メートル以上の施設
12 公共用歩廊	公共用歩廊	用途面積が2,000平方メートル以上の施設
13 複合施設	1から12までに掲げるものの2以上の異なる用途に供する建築物（異なる用途に供する部分が明確に区分され、出入口等の主要な部分を共有しないものを除く。）	用途面積が1,000平方メートル以上の施設
14 道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路	
15 公園	(1) 公園及び緑地 (2) 動物園、植物園及び遊園地 (3) その他これらに類する施設	

別表第2(第3条関係)

公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、
道路及び公園以外の公共的施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上(キに掲げる場合にあっては、その全て)を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「移動等円滑化経路」という。)にすること。 ア 公共的施設に、当該公共的施設を利用し、当該公共的施設においてサービス等の提供を受ける者(以下「利用者」という。)の利用に供する居室(別表第1の9に掲げる公共的施設に設ける住戸又は住室(以下「住戸等」という。)を除く。以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路 イ 公共的施設又はその敷地に、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができる便房(車椅子使用者が円滑に利用できる客室(以下「車椅子使用者用客室」という。)に設けられるものを除く。以下「車椅子使用者用便房」という。)を設ける場合 利用居室(当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路 ウ 公共的施設又はその敷地に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路 エ 公共的施設が別表第1の9に掲げるものである場合 道等から当該公共的施設の住戸等までの経路 オ 別表第1の9に掲げる公共的施設に、車椅子使用者用便房を設ける場合 住戸等から当該車椅子使用者用便房までの経路 カ 別表第1の9に掲げる公共的施設又はその敷地に、車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から住戸等までの経路 キ 公共的施設が別表第1の12に掲げるものである場合 公共用歩廊の一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。) (2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りではない。
2 敷地内の通路	(1) 利用者の利用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 水はけの良い仕上げとすること。 ウ 段がある部分は、次に定める構造とすること。 (ア) 手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (エ) 蹴込板を設けること。 エ 傾斜路は、次に定める構造とすること。 (ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある場合には、手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。 (イ) 傾斜路の前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 オ 排水溝には、つえ、車椅子のキャスター等(以下「つえ等」という。)が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。

	(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路((3)に該当するものを除く。)は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、次に定める構造とすること。 (ア) 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。 (イ) 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 傾斜路は、次に定める構造とすること。 (ア) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、15分の1を超えないこと。ただし、高さが20センチメートル以下のものにあつては、12分の1を超えないこと。 (ウ) 高さが60センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ60センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。 (エ) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。 (オ) 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。 (3) 別表第1の8((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル未満の同表の3((2)の施設に限る。)及び8((6)から(11)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が500平方メートル未満の同表の11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設(以下これらを「小規模施設」という。)並びにその他の公共的施設で指定施設に該当しないもの(以下「その他の非該当施設」という。)の移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、次に掲げるものであること。 (ア) 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。 (イ) 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 傾斜路は、次に定める構造とすること。 (ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 (ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、当該踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。 (エ) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。 (オ) 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。 (4) 1の(1)のア及びエに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)又は(3)の規定によることが困難である場合における1、(2)及び(3)、3、4の(2)、6の(2)及び(3)並びに7((4)を除く。)の規定の適用については、1の(1)のア及びエ中「道等」とあるのは、「当該公共的施設の車寄せ」とする。
3 出入口	(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口((2)に該当するものを除く。)は、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあつては、次に定める構造とするよう努めること。 ア 幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易

	に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (2) 移動等円滑化経路を構成し、かつ、直接地上へ通ずる出入口は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、90センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置を講ずること。 エ 戸を設ける場合には、その前後の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に視覚障害者に対し戸の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4（(2)の施設に限る。）、9、10及び11（(5)及び(8)の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。
4 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	(1) 利用者の利用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあっては、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるよう努めること。 イ 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4（(2)の施設に限る。）、9（(2)の施設に限る。）、10及び11（(8)の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9（(1)の施設に限る。）及び11（(5)の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。 ウ イの規定にかかわらず、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合には、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設しないことができる。 (2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあっては、次に定める構造とするよう努めること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、別表第1の9に掲げる公共的施設にあっては、廊下等の末端付近の構造は、車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間30メートル以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分の部分を設けた場合は、120センチメートル以上とすることができる。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 別表第1の2（(1)の施設を除く。）及び3に掲げる公共的施設にあっては、施設の状況等を勘案し適切に手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。
5 階段	利用者の利用に供する階段は、次に定める構造とすること。 (1) 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。ただし、7に規定する構造のエレベーター及びその乗降ロビーが設けられた場合又は小規模施設若しくはその他の非該当施設の場合は、この限りでない。 (2) 手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。この場合において、踊場には、構造上や

	むを得ない場合を除き、階段と連続して手すりを設けること。 (3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 (5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (6) 段鼻には、滑り止めを設けること。 (7) 蹴込板を設けること。 (8) 階段の上端及び下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4（(2)の施設に限る）、9（(2)の施設に限る。）、10及び11（(8)の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9（(1)の施設に限る。）及び11（(5)の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあつては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。 (9) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあつては、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。
6 傾斜路	(1) 利用者の利用に供する傾斜路は、次に定める構造とすること。 ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある場合には、手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 傾斜路の前後の廊下等及び踊場との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4（(2)の施設に限る）、9（(2)の施設に限る。）、10及び11（(8)の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9（(1)の施設に限る。）及び11（(5)の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあつては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。 オ エの規定にかかわらず、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合には、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設しないことができる。 (2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（(3)に該当するものを除く。）は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、階段に併設した場合は90センチメートル以上とすることができる。 イ 勾配は、12分の1以下とすること。 ウ 高さが60センチメートルを超えるものにあつては、高さ60センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。 エ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。 オ 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。 (3) 小規模施設及びその他の非該当施設の移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段に併設した場合は90センチメートル以上とすることができる。

	イ 勾配は、8分の1以下とすること。 ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。 エ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。 オ 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
7 エレベーターその他の昇降機	(1) 別表第1の1、2、3((1)の施設に限る。)、4((1)から(3)までの施設に限る。)、11((1)の施設に限る。)及び12に掲げる公共的施設、用途面積が50平方メートル以上の同表の11((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル以上の同表の4((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が500平方メートル以上の同表の3((2)の施設に限る。)、8((5)、(9)及び(11)の施設を除く。)及び11((3)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7、8((9)及び(11)の施設に限る。)、9((1)の施設に限る。)及び11((4)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が1,000平方メートル以上で4階以上の階を有する同表の9((2)の施設に限る。)、10、11((8)の施設に限る。)及び13に掲げる公共的施設にあつては、移動等円滑化経路を構成するエレベーター((2)及び(3)に規定するものを除く。以下(1)において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に定める構造とすること。 ア 籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)は、利用居室、車椅子使用者用便房、乳幼児を同伴する者が当該乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房、車椅子使用者用駐車施設、住戸等又は乳幼児を同伴する者が授乳をすることができる場所及び当該乳幼児のおむつの取替えをすることができる設備を設けた施設(以下「乳幼児等用施設」という。)がある階及び地上階に停止すること。 イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 ウ 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。 エ 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、車椅子使用者及びその他の利用者が同時に利用できる籠を設ける場合は、この限りでない。 オ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。 カ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 キ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。 ケ 籠内に、戸の開閉状態等出入口の状況を確認することができる鏡を設けること。 コ 籠内の左右両面の側板に、手すりを設けること。 サ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 シ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 ス 床面積の合計が2,000平方メートル以上の公共的施設における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、アからウまで、カ、キ及びケからシまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、エレベーターが1の(1)のエからカまでに定める移動等円滑化経路に設けるものである場合は、この限りでない。 (ア) 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、別表第1の9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)、13に掲げる公共的施設において、車椅子使用者及びその他の利用者が同時に利用でき

	る籠を設ける場合は、この限りでない。 (イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。 セ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、アからスによるほか、次に定める構造とすること。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。 (ア) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の4（（2）の施設に限る）、9（（2）の施設に限る。）、10及び11（（8）の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9（（1）の施設に限る。）及び11（（5）の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 a 点字 b 文字等の浮き彫り c 音による案内 d aからcまでに掲げる方法に類するもの (イ) 乗降ロビーに設ける制御装置に近接する廊下等（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4（（2）の施設に限る。）、9、10及び11（（5）及び（8）の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。 (2) (1)に該当する公共的施設以外の公共的施設にあっては、移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、(1)に定める構造とするよう努めること。 (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第18条第2項第6号に規定する移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、同号の規定による車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。 (4) 利用者の利用に供するエスカレーターを設ける場合には、くし板をステップ部と区別しやすい色とすること。ただし、小規模施設並びに別表第1の4（（2）の施設に限る。）及び9、10及び11（（5）及び（8）の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあっては、くし板をステップ部と区別しやすい色にするよう努めること。
8 便所	利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める構造とすること。ただし、別表第1の8（（5）の施設に限る。）及び用途面積が200平方メートル未満の同表の8（（6）の施設に限る。）に掲げる公共的施設は、この限りでない。 (1) 便所内に、車椅子使用者用便房を1以上設けることとし、当該車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所は次に定める構造とすること。ただし、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3（（2）の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8（（6）から（11）までの施設に限る。）及び11（（4）の施設に限る。）に掲げる公共的施設においては、この限りでない。 ア 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 イ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 ウ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 エ 車椅子使用者用便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。

	オ 車椅子使用者用便房の幅及び奥行きの内法は、それぞれ200センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150センチメートル以上とすることができる。 カ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所内には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。 キ 車椅子使用者用便房内の附属器具は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報装置を必要に応じて設けること。 ク 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、当該小便器に手すりを設けること。 ケ 車椅子使用者用便房内に荷物台を設置するよう努めること。 コ 車椅子使用者用便房が設けられている便所は、直接地上へ通じる出入口のある階及び施設規模に応じて複数階に設けるよう努めること。 (2) 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けることとし、当該便所の床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。ただし、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3（（2）の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8（（6）から（11）までの施設に限る。）及び11（（4）の施設に限る。）に掲げる公共的施設においては、この限りでない。 (3) 便所内に、乳幼児を同伴する者が当該乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けることとし、当該便所の床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。ただし、別表第1の4（（1）の施設に限る。）、8（（9）の施設に限る。）、9、10及び11（（8）の施設に限る。）に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル未満の同表の3（（2）の施設に限る。）、4（（3）及び（4）の施設に限る。）、8（（9）の施設を除く。）及び11（（3）の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに1,000平方メートル未満の同表の2、4（（2）の施設に限る。）、7及び11（（5）から（7）までの施設に限る。）に掲げる公共的施設にあつては、乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けるよう努めること。 (4) （1）の車椅子使用者用便房が設けられている便所以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所は、次に定める構造とすること。 ア 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。 イ 便所及び便房の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 1以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。 エ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。 オ 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、当該小便器には手すりを設けること。 (5) （2）から（4）までに定める便所及び便房は、次に定める構造とするよう努めること。 ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (6) （1）から（4）までに定める便所の出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。
9 駐車場	(1) 別表第1の1から4まで、8（（1）から（4）までの施設に限る。）、10、11（（1）から（7）までの施設に限る。）及び13に掲げる公共的施設、用途面積が500平方メートル以上の同表の8（（6）から（11）までの施設に限る。）に掲げる公共的施設、用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル以上の同表の9（（1）の施設に限る。）に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する駐車場を設ける場合には、駐車台

	数が100台以下のものにあつては1以上の、100台を超えるものにあつては駐車台数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 ア 幅は350センチメートル以上、奥行きは500センチメートル以上とすること。 イ 1の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 ウ 平たんな場所に設けること。
10 レジ通路等	別表第1の4((3)及び(4)の施設に限る。)、8((1)から(4)までの施設に限る。)及び11((3)、(4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が300平方メートル以上の同表の8((6)から(11)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、レジ通路等（商品等の代金を支払う場所及び劇場等の改札口における通路をいう。以下同じ。）を設ける場合は、1以上のレジ通路等の幅は、90センチメートル以上とすること。
11 浴室、シャワー室又は更衣室	別表第1の2((1)の施設を除く。)、3((1)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)及び11((3)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する共同浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合は、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める構造とすること。 (1) 出入口は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (2) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 (3) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (4) 共同浴室及びシャワー室には、車椅子使用者が円滑に利用できるように、シャワー、手すり等を適切に配置すること。 (5) 共同浴室の洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した高さとしてすること。
12 客室	(1) 別表第1の2((1)の施設を除く。)に掲げる施設及び用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7に掲げる公共的施設において、利用者の宿泊の用に供する客室を設ける場合は、客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の車椅子使用者用客室を設けること。 (2) 車椅子使用者用客室は、次に定める構造とすること。 ア 便所は、8の(1)に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている階に利用者の利用に供する便所（8の(1)に定める構造のものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。 イ 浴室又はシャワー室は、11に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている公共的施設に利用者の利用に供する共同浴室（11に定める構造のものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。 ウ 車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるように、十分な空間を確保すること。 エ ベッドを設ける場合は、車椅子の座面の高さと同程度の高さを確保すること。 オ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 カ 出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。
13 客席等及び	(1) 別表第1の1、2、4及び11((4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げ

舞台	る公共的施設で、利用者の利用に供する固定式の客席又は観覧席（以下「客席等」という。）を設ける場合は、客席等の数が500席以下のものにあつては2席以上の、500席を超えるものにあつては席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上の、次に定める構造の車椅子で利用できる席（以下「車椅子使用者用席」という。）を設けること。 ア 観覧しやすく、かつ、出入口から段差なく到達できる位置とすること。 イ 1席当たりの幅は90センチメートル以上、奥行きは120センチメートル以上とすること。 ウ 1以上の車椅子使用者用席の幅は90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とするよう努めること。 エ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 オ 出入口から車椅子使用者用席に至る通路のうち1以上の通路は、幅120センチメートル以上とし、区間50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 (2) 高齢者、障害者等が円滑に客席等又は舞台袖口から舞台に上がることができる経路をそれぞれ1以上確保すること。
14 標識	7の(1)から(3)までに定める構造のエレベーターその他の昇降機、8の(1)から(3)までに定める構造の便所、9に定める構造の駐車施設又は19に定める乳幼児等用施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設又は乳幼児等用施設があることを表示する次に定める構造の標識を設けること。ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに2,000平方メートル未満の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、次に定める構造の標識とするよう努めること。 (1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 (2) 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるものであること。
15 案内設備	(1) 公共的施設又はその敷地には、当該公共的施設又はその敷地内の7の(1)から(3)までに定める構造のエレベーターその他の昇降機、8の(1)から(3)までに定める構造の便所、9に定める構造の駐車施設若しくは19に定める乳幼児等用施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けることとし、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに2,000平方メートル未満の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、次に定める構造の案内板その他の設備を設けるよう努めること。 ア 案内板その他の設備の高さ、照明並びに文字の大きさ及び表記方法は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、分かりやすい構造とすること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設又は乳幼児等用施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 イ 視覚障害者に対する案内板その他の設備は、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は乳幼児等用施設の配置を次に掲げる方法のいずれかにより表示を行うこと。 (ア) 点字 (イ) 文字等の浮き彫り (ウ) 音による案内 (エ) (ア)から(ウ)までに掲げる方法に類するもの (2) 案内所を設ける場合は、(1)の規定は適用しない。
16 案内設備までの経路	(1) 道等から15の(1)に定める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にすること。ただし、道等から15の(1)に定

	める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(3)に定める構造である場合は、この限りではない。 (2) (1)の規定にかかわらず、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに2,000平方メートル未満の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設において、道等から15の(1)に定める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にするよう努めなければならない。ただし、道等から15の(1)に定める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(3)に定める構造である場合は、この限りではない。 (3) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。 ア 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行なうために、点状ブロック等を敷設すること。 (ア) 車路に近接する部分 (イ) 段がある部分の上端及び下端に近接する部分 (ウ) 傾斜路がある部分の上端に近接する部分(勾配が20分の1以下の傾斜がある部分、高さが16センチメートル以下、かつ、勾配が12分の1以下の傾斜がある部分、又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場を除く。)
17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。 (1) 別表第1の1、3(1)及び8((1)から(4)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設において、利用者の案内又は呼び出しのための窓口等を設ける場合は、聴覚障害者の利用状況を考慮し、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けること。 (2) 別表第1の1、2((1)の施設を除く。)及び4((3)及び(4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、聴覚障害者の利用状況を考慮し、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を備えること。 (3) 別表第1の1、2((1)の施設を除く。)、4及び11((4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。
18 カウンター及び記載台	カウンター及び記載台を設ける場合は、1以上のカウンター及び記載台は、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の9に掲げる公共的施設及びその他の公共的施設で指定施設に該当しないものにあつては、次に定める構造とするよう努めること。 (1) 高さは、70センチメートル程度とすること。 (2) 下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。

19 乳幼児等用 施設	(1) 用途面積が1,000平方メートル以上の別表第1の1、2 ((1)の施設を除く。)、3、4 ((2)から(4)までの施設に限る。)、7、8 ((5)及び(9)の施設を除く。)、11 ((8)の施設を除く。) 及び13に掲げる公共的施設には、乳幼児等用施設をそれぞれ1以上設けることとし、乳幼児等用施設は、4の(2)に定める構造の廊下に面して設け、かつ、出入口の幅は80センチメートル以上とすること。 (2) 用途面積が1,000平方メートル未満の別表第1の1、2 ((1)の施設を除く。)、3、4 ((2)から(4)までの施設に限る。)、7、8 ((9)の施設を除く。) 及び11 ((8)の施設を除く。) に掲げる公共的施設にあつては、(1)に定める構造の乳幼児等用施設をそれぞれ1以上設けるよう努めること。
----------------	--

川崎市福祉のまちづくり条例 整備項目適用表

(事前協議の対象となる指定施設と整備項目)

区分	公共的施設	用途面積 (以上～未満)	整備すべき項目（下行の数字は規則別表第2の整備基準番号を示します）																									
			1 移動等円滑化経路	2 敷地内の通路	3 出入口		4 廊下等（※1）	5 階段（※1）	6 傾斜路（※1）	7 エレベーター （※1）その他の昇降機	8 便所				9 駐車場	10 レジ通路等	11 浴室、シャワー室又は更衣室	12 客室	13 客席等及び舞台	14 標識	15 案内設備	16 案内設備までの経路（※2）	17 聴覚障害者用設備			18 カウンタ―及び記載台	19 乳幼児等用施設	
					(1) 内部出入口	(2) 外部出入口（※1）					(1) 車椅子使用者用便所	(2) 水洗器具	(3) ベビーカーチェア	(4) 車椅子使用者用便所以外の									(1) 窓口等	(2) スクリーン等	(3) 設置者の聴力を補う設備の			
1	官公庁の施設	300㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	▲	●	▲		
		300㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	▲	●	▲		
		1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	▲	●	●		
2	社会福祉施設	(1) 保育所	1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●				●			
			1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●				●			
		(2) 老人ホーム、福祉ホーム その他これらに類するもの (3) 老人福祉センター、児童 厚生施設、身体障害者福祉セ ンターその他これらに類する もの	1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●		●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲		
			1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●		
3	医療施設	(1) 病院又は診療所（患者の 入院施設があるものに限る。）	1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●			●	▲	
			1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●			●	●
		(2) 診療所（(1)を除く。）	300㎡未満	●	※3	▲	※4	▲	※5	※6	※7		▲	●	●	●					▲	▲	▲			▲	▲	
			300㎡以上 500㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●					●	●	●			●	▲	
			500㎡以上 1000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●			●	▲	
			1000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●			●	●	
4	教育文化施設	(1) 学校(学校教育法(昭和22 年法律第26号)に基づくもの	全ての施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●					●	●	●			▲	●		
			(2) 自動車教習所	1,000㎡未満	●	●	●	※4	※4	※4	※4	※8	●	●	▲	●	●					●	▲	▲	▲		▲	●
		1,000㎡以上		●	●	●	※4	※4	※4	※4	※8	●	●	●	●	●					●	▲	▲	▲		▲	●	●
		(3) 博物館、美術館又は図書 館	300㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●				●	●	●	●	●	▲	●	▲
			300㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	▲	●	▲
			1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	▲	●	●
		(4) 集会場又は公会堂	300㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	▲	●	●	●				●	●	●	●	●	▲	●	▲
			300㎡以上 500㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	▲	●	▲
			500㎡以上 1000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	▲	●	▲
			1000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	▲	●	●
7	宿泊施設	(1) ホテル又は旅館 (2) その他これらに類する施 設	500㎡以上 1000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	▲	●					●	●	●				●	▲	
		1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●	●	●				●	●	

●：整備が必要な項目 ▲：整備に努める項目 用途面積/斜体：小規模施設

※1：点状ブロック等の基準については不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る

※2：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る

※3：移動等円滑化経路について緩和あり

※4：点状ブロック等の基準については▲

※5：階段の幅の規定なし。点状ブロック等の基準については▲

※6：移動等円滑化経路について緩和あり。点状ブロック等の基準については▲

※7：制御装置の点字等については不要。それ以外の規定については▲

※8：制御装置の点字等については不要。点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲

※9：点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲

※10：4階以上の階を有する施設に限る。2,000㎡以上の場合、籠の幅について緩和あり。点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲

※11：4階以上の階を有する施設に限る。2,000㎡以上の場合、籠の幅について緩和あり

区分	公共的施設	用途面積 (以上～未満)	整備すべき項目（下行の数字は規則別表第2の整備基準番号を示します）																									
			1	2	3		4	5	6	7	8				9	10	11	12	13	14	15	16	17		18	19		
			移動等円滑化経路	敷地内の通路	(1)出入口	(2)内部出入口	廊下等（※1）	階段（※1）	傾斜路（※1）	エレベーター（※1）その他の昇降機	(1)便所	(2)水光器具	(3)ベビーカーチェア	(4)車椅子使用者用便所	駐車場	レジ通路等	浴室・シャワー室又は更衣室	客室	客席等及び舞台	階段	案内設備	案内設備までの経路（※2）	(1)聴覚障害者用設備	(2)スクリーン等	(3)聴覚者の聴力を補う設備の設置	カウンター及び記載台	乳幼児等用施設	
8	商業施設	(1) 銀行その他の金融機関の店舗	300㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	▲	●	●	●				●	●	●	●			●	▲
		(2) ガス小売事業者の営業所及び事務所	300㎡以上500㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●			●	▲
		(3) 小売電気事業者の営業所及び事務所	500㎡以上1000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●			●	▲
		(4) 認定電気通信事業者の営業所及び事務所	1000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●			●	●
		(5) コンビニエンスストア	30㎡以上200㎡未満	●	※3	▲	※4	▲	※5	※6	※7										▲	▲	▲				▲	▲
		(6) 薬局	200㎡未満	●	※3	▲	※4	▲	※5	※6	※7										▲	▲	▲				▲	▲
			200㎡以上300㎡未満	●	※3	▲	※4	▲	※5	※6	※7			▲	●						▲	▲	▲				▲	▲
			300㎡以上500㎡未満	●	●	●	●	●	●	▲			●	●		●					●	●	●				●	▲
			500㎡以上1000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●				●	▲
			1000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●				●	●
		(7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（(5)及び(6)を除く。）	200㎡以上300㎡未満	●	※3	▲	※4	▲	※5	※6	※7			▲	●					▲	▲	▲					▲	▲
		(8) 飲食店	300㎡以上500㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲			●	●		●				●	●	●				●	▲
			500㎡以上1000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●				●	▲
			1000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●				●	●
		(9) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	200㎡以上300㎡未満	●	※3	▲	※4	▲	※5	※6	※7			▲	●					▲	▲	▲					▲	
			300㎡以上500㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲			▲	●		●				●	●	●				●	
			500㎡以上1000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	▲	●	●	●				●	●	●				●	
			1000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●				●	●	●				●	
		(10) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	200㎡以上300㎡未満	●	※3	▲	※4	▲	※5	※6	※7			▲	●					▲	▲	▲					▲	▲
			300㎡以上500㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲			●	●		●				●	●	●				●	▲
			500㎡以上1000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●				●	▲
			1000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●				●	●
		(11) 学習塾、専道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	200㎡以上300㎡未満	●	※3	▲	※4	▲	※5	※6	※7			▲	●					▲	▲	▲					▲	▲
			300㎡以上500㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲			●	●		●				●	●	●				●	▲
			500㎡以上1000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●				●	●	●				●	▲
			1000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●				●	●
9	共同住宅等	(1) 共同住宅	1,000㎡以上2,000㎡未満	●	●	●	※4	※4	※4	※8	●	●	▲	●						▲	▲	▲				▲		
			2,000㎡以上	●	●	●	※4	●	●	●	※9	●	●	▲	●	●					●	●	●				▲	
		(2) 寄宿舎又は下宿	1,000㎡以上2,000㎡未満	●	●	●	※4	※4	※4	※4	※10	●	●	▲	●		●				▲	▲	▲				▲	
			2,000㎡以上	●	●	●	※4	※4	※4	※4	※10	●	●	▲	●		●				▲	▲	▲				▲	
10	事務所	事務所	1,000㎡以上	●	●	●	※4	※4	※4	※4	※10	●	●	▲	●	●				▲	▲	▲				●		

- ：整備が必要な項目 ▲：整備に努める項目 用途面積斜体：小規模施設
- ※1：点状ブロック等の基準については不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る
- ※2：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る
- ※3：移動等円滑化経路について緩和あり
- ※4：点状ブロック等の基準については▲
- ※5：階段の幅の規定なし。点状ブロック等の基準については▲
- ※6：移動等円滑化経路について緩和あり。点状ブロック等の基準については▲
- ※7：制御装置の点字等については不要。それ以外の規定については▲
- ※8：制御装置の点字等については不要。点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲
- ※9：点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲
- ※10：4階以上の階を有する施設に限る。2,000㎡以上の場合、籠の幅について緩和あり。点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲
- ※11：4階以上の階を有する施設に限る。2,000㎡以上の場合、籠の幅について緩和あり

区分	公共的施設	用途面積 (以上～未満)	整備すべき項目（下行の数字は規則別表第2の整備基準番号を示します）																										
			1 移動等円滑化経路	2 敷地内の通路	3 出入口		4 廊下等（※1）	5 階段（※1）	6 傾斜路（※1）	7 エレベーター （※1） その他の昇降機	8 便所				9 駐車場	10 レンジ通路等	11 浴室 シャワールーム又は更衣室	12 客室	13 客席等及び舞台	14 標識	15 案内設備	16 案内設備までの経路（※2）	17 聴覚障害者用設備			18 カウンタ―及び記載台	19 乳幼児等用施設		
					(1) 内部出入口	(2) 外部出入口（※1）					(1) 車椅子使用者用便所	(2) 水洗面具	(3) ペビィチエア	(4) 便所 車椅子使用者用便所以外の									(1) 窓口等	(2) スクリーン等	(3) 設置 聴覚者の能力を補う設備の				
11	1から10までに掲げる施設に準ずるもの	1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●			●	▲			
		1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●			●	●		
	(2) 公衆便所	1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	● (50㎡以上)	●	●	●	●	●	●					●	●	●			●	▲		
		1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●			●	●		
	(3) 公衆浴場	300㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	▲	●	●	●				●	●	●			●	▲		
		300㎡以上 500㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●			●	▲		
		500㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●			●	▲		
		1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●			●	●		
		300㎡以上 500㎡未満	●	※3	▲	※4	▲	※5	※6	※7	●	●	●	●	●	●	●				●	▲	▲	▲		▲	▲		
	(4) 劇場、観覧場、映画館、演習場又は遊技場	500㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●		▲	●	▲	
		1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●			●	●		
		500㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●			▲	●	●	
	(5) 路外駐車場	500㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	※4	※4	※4	※4	※7	●	●	▲	●	●	●	●				▲	▲	▲			●	▲		
		1,000㎡以上 2,000㎡未満	●	●	●	※4	※4	※4	※4	※8	●	●	●	●	●	●	●				▲	▲	▲			●	●		
		2,000㎡以上	●	●	●	※4	●	●	●	※9	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●			●	●		
	(6) 展示場	500㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	▲	●	●	●	●				●	●	●	●		▲	●	▲	
		1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●		▲	●	●	
	(7) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	500㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	▲	●	●	●	●				●	●	●	●		▲	●	▲
		1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●		▲	●	●	
	(8) 工場	1,000㎡以上	●	●	●	※4	※4	※4	※4	※10	●	●	▲	●						▲	▲	▲				●			
12	公共用歩廊	公共用歩廊	2,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●				●			
13	複合施設	複合施設	1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	※11	●	●	●	●	●					●	●	●				●	●	

●：整備が必要な項目 ▲：整備に努める項目 用途面積欄空白：小規模施設

※1：点状ブロック等の基準については不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る

※2：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る

※3：移動等円滑化経路について緩和あり

※4：点状ブロック等の基準については▲

※5：階段の幅の規定なし。点状ブロック等の基準については▲

※6：移動等円滑化経路について緩和あり。点状ブロック等の基準については▲

※7：制御装置の点字等については不要。それ以外の規定については▲

※8：制御装置の点字等については不要。点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲

※9：点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲

※10：4階以上の階を有する施設に限る。2,000㎡以上の場合、幅の幅について緩和あり。点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲

※11：4階以上の階を有する施設に限る。2,000㎡以上の場合、幅の幅について緩和あり

建築物移動等円滑化基準チェックリスト

川崎市

- 施設等の欄の(第〇条)はバリアフリー法施行令の該当条文です。
- 施設等の欄の【第〇条】は川崎市福祉のまちづくり条例第4章(委任規定)の該当条文で、建築物移動等円滑化基準に付加した事項です。
- 委任規定で追加した特定建築物は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等*」とあるのを「多数の者」と読替えて基準を適用します。

○一般基準 (不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等*が利用するすべての部分に係る基準)

施設等	チェック項目	設計	完了
廊下等※屋内 (第 11 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか ②点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) ※1、※2 ③すべての廊下等について、上記①から②を満たしているか		
階段※屋内 (第 12 条) 【第 29 条】	①手すりを設けているか(踊場も含む) ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③段は識別しやすいものか ④段はつまずきにくいものか ⑤点状ブロック等の敷設 (段部分の上端に近接する踊場の部分) ※1、※3 ⑥主たる階段を回り階段としていないか ⑦主たる階段の幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10cm を限度としてないものとみなす)は、130cm 以上であるか 当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第18条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない ⑧すべての階段について、上記①から⑦を満たしているか		
傾斜路※屋内 (第 13 条)	①手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く) ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③前後の廊下等と識別しやすいものか ④点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ※1、※4 ⑤すべての傾斜路について、上記①から④を満たしているか		

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る

※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※4 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

○一般基準 (不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等*が利用する便所を設ける場合の基準)

施設等	チェック項目	設計	完了
便所 (第 14 条) 【第 30 条】	①車椅子使用者用便房を設けているか (1以上) (1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか (2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか ②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか (1以上) ③小便器を設ける場合、床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm 以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか (1以上) ④床の表面は、滑りにくい材料で仕上げているか ⑤車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80cm 以上であるか		

○一般基準（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等*が利用するすべての部分に係る基準）

施設等	チェック項目	設計	完了
ホテル又は 旅館の客室 (第 15 条)	①客室の総数の1/100以上(端数は切り上げ)の車椅子使用者用客室を設けているか		
	②便所(同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能)	—	
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか		
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）		
	(3)出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか （当該便房を設ける便所も同様）		
	③浴室等(共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能)	—	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか		
	(2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか		
敷地内の 通路※屋外 (第 16 条)	(3)出入口の幅は80cm以上であるか		
	(4)出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		
	①表面は滑りにくい仕上げであるか		
	②段がある部分	—	
	(1)手すりを設けているか		
	(2)識別しやすいものか		
	(3)つまずきにくいものか		
	③傾斜路	—	
駐車場 (第 17 条)	(1)手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は除く）		
	(2)前後の通路と識別しやすいものか		
	④すべての敷地内の通路について、上記①から③を満たしているか		
	①利用者用の駐車場を設ける場合、車椅子使用者用駐車施設を設けているか（1以上）		
標識 (第 19 条)	(1)幅は350cm以上であるか		
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか		
案内設備 (第 20 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に 設けているか		
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本産業規格Z8210に適合しているか)		
案内設備 (第 20 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか （配置を容易に視認できる場合は除く）		
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか		
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)		

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準）※1、※2

施設等	チェック項目	設計	完了
案内設備 までの経路 (第 21 条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 (風除室で直進する場合は除く)		
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか		
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※3		

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る

※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※3 告示で定める以下の部分を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

○移動等円滑化経路（道等から利用居室、車椅子使用者用便所・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	設計	完了
移動等円滑化経路(第18条第2項第一号) 【第31条】	①階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く）		
出入口 (第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ③直接地上へ通ずる出入口の幅は、90cm以上であるか		
廊下等※屋内 (第三号)	①幅は140cm以上であるか(共同住宅は120cm以上) ②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		
傾斜路※屋内 (第四号)	①幅は140cm以上であるか(共同住宅は120cm以上)(階段に併設する場合は90cm以上) ②勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか		
エレベーター 及びその乗降 ロビー (第五号)	①籠は必要階(利用居室又は車椅子使用者用便所・駐車施設のある階、地上階)に停止するか ②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③籠の奥行きは135cm以上であるか ④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑤籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか ⑥籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 (1)上記①から⑦を満たしているか (2)籠の幅は、140cm以上であるか (3)籠は車椅子が転回できる形状か ⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 ※1 (1)上記①から⑧を満たしているか (2)籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (3)籠内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか (4)籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第六号)	①エレベーターの場合 (1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか (2)籠の幅は70cm以上であるか (3)籠の奥行きは120cm以上であるか（車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合） (4)籠の床面積は十分であるか（車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合） ②エスカレーターの場合 (1)車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	—	
敷地内の通路 ※屋外 (第七号)	①幅は140cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④傾斜路 (1)幅は140cm以上であるか(段に併設する場合は90cm以上) (2)勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか (勾配1/20以下の場合は除く)		
(第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)
・自動車庫に設ける場合



川崎市福祉のまちづくり条例
普及啓発キャラクター
「ふくまっち」

問い合わせ窓口

- ・ **建築物、駐車場**

事前相談、事前協議、完了検査

- ・ 整備基準適合証交付

- ・ 整備済ステッカー交付

まちづくり局指導部建築管理課

Tel 044-200-3088

本庁舎18階

- ・ **鉄道の駅、鉄道の駅と
一体として利用される施設**

事前相談、事前協議、完了検査

まちづくり局交通政策室

Tel 044-200-3549

本庁舎19階